

横浜市一時保育事業実施要綱

制 定 平成 20 年 3 月 27 日 こ保運第 2660 号（副市長決裁）
最近改正 令和 4 年 3 月 31 日 こ保運第 2028 号（局長決裁）

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、保育所の利用要件に満たない児童が保育を要する場合に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づく特定教育・保育施設及び第 43 条第 1 項に基づく特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。ただし、特定教育・保育施設のうち幼稚園、特定地域型保育事業者のうち家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）において当該児童を保育するために実施される一時保育事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第 2 条 この事業の実施主体は、保育所等を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

第二章 保育所等における事業実施（一般型）

（事業の種類及び内容）

第 3 条 保育所等において事業を実施する場合の事業の種類は一般型とし、事業内容は次のとおりとする。

（1）非定型的保育（就労支援保育）

事業を利用する児童の保護者等（以下「保護者」という。）の就労等により、一定程度の日時（週 3 日又は月に 120 時間以内）について、家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育する事業

（2）緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育する事業

（3）リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的・肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童を保育する事業

2 保育所等を経営する者は、原則として前項各号に掲げる事業内容の全てを実施するものとする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、その事業内容を実施してもその効果が見込めないような場合には、一つ又は複数の事業内容を選択し、実施することができる。

3 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第 9 条又は第 10 条に規定する届出により、あらかじめ当該保育所の所在する区の区長（以下「区長」という。）に届け出なければならない。

（対象児童）

第 4 条 事業の対象児童は保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事

業所内保育事業及び横浜保育室を利用していない児童であって、次の各号に該当する0歳から就学前（就学猶予中の場合を含む。）の児童とする。ただし、里帰り出産時の里帰り先での利用は、住所地で措置を講じられている場合でも可能とする。また、家庭的保育事業を利用している児童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合又は保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業及び横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合は、緊急保育を利用することを可能とする。

(1) 非定型的保育（就労支援保育）

保護者の就労等により、一定程度の日時（週3日又は月に120時間以内）について、家庭における保育が断続的に困難となる児童。

(2) 緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童。

(3) リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童。

2 居宅訪問型保育事業を利用している児童については、前項各号に定める全ての保育について利用できるものとする。

3 児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。

（実施の要件）

第5条 事業を実施する保育所等（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する保育所等であること。

(2) 事業専用保育室（概ね30㎡）を確保していること。ただし、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がないと区長が認める場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えない。

(3) 定員を超えて私的契約児が利用していないこと。

(4) 事業実施者が社会福祉法人の場合は、当該事業を定款に明記していること。ただし、非定型的保育のみ実施の場合は除く。

(5) 保育所等として実施施設を利用している児童がいること。

（事業の実施日）

第6条 事業の実施日は、原則として実施施設の開所日と同一とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、事業を実施しても利用が見込めないなどの場合は、事業の実施を要しない日を設けることができる。

2 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第9条又は第10条に規定する届出により、あらかじめ実施施設の所在する区の区長（以下「区長」という。）に届け出なければならない。

(事業の実施時間及び延長時間)

第7条 事業の実施時間は、保護者の利便性等を考慮したうえで、実施施設における開所時間のなかで、事業実施者が設定する。

- 2 前項の実施時間は、原則 11 時間以上とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合には、11 時間未満の実施時間（8 時間以上）を設定することができる。
- 3 事業実施者は、横浜市一時保育事業実施届（第 1 号様式）（以下、「実施届」という）に記載した実施時間を超える時間帯について、延長時間を設定することができる。
- 4 「夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された夜間保育所においては、午後 10 時以降午前 7 時までの時間帯について、夜間一時保育時間を設定することができる。

(保育期間)

第8条 保育期間は次の各号のとおりとする。

(1) 非定型的保育（就労支援保育）

週 3 日以内、又は月に 120 時間以内とする。

(2) 緊急保育

1 回につき連続して 14 日以内（一時保育を実施しない日を除く）とする。ただし、家庭的保育事業利用中の児童については、利用・休業証明書（第 6 号様式）に記載された家庭的保育事業休業日以内の日数とする。また、休園等やむを得ない場合の利用は、平日に通っている保育所が利用できない期間とする。

(3) リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

1 回の利用予約につき、1 日以内とする。

- 2 前項各号に定める保育期間を超えて保育を行う必要がある場合は、事業実施者は、区長に口頭又は書面で報告しなければならない。

(事業の開始)

第9条 新たな事業実施者は、事業を開始しようとする月の前月 10 日までに、横浜市一時保育事業実施届（第 1 号様式）により、区長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、事業実施者が、翌年度に引き続き事業を実施しようとする場合に、これを準用する。この場合、届出の期限は 3 月 10 日までとする。

(事業実施内容の変更)

第10条 事業実施者は、事業の実施内容を変更する場合は、実施内容を変更しようとする月の前月 10 日までに、横浜市一時保育事業実施内容等変更届（第 2 号様式）により、区長に届け出なければならない。

(事業の休止)

第11条 事業実施者は、事業の実施が困難な場合、事業を休止しようとする月の前月 10 日までに区長に届け出ることにより、一定の期間、事業を休止することができる。

- 2 前項の休止期間は原則として最長 2 か月とし、引き続き休止が必要な場合は廃止の手続きによることとする。
- 3 第 1 項の届出は、横浜市一時保育事業休止届（第 3 号様式）によることとする。
- 4 事業を休止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよ

う十分に配慮すること。

(事業の廃止)

第 12 条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月 10 日までに横浜市一時保育事業廃止届（第 4 号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 区長は、利用が一定期間なく今後も利用が見込まれない等、事業廃止による影響がないと判断した場合にのみ廃止を許可することができる。ただし、一時保育室の整備助成を受けた施設についての取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 横浜市一時保育整備費補助金の交付を受けて整備した一時保育室

補助金を返還する場合を除き、財産処分の制限期間内は一時保育のために維持しなければならないこととし、通常保育室に認可変更するなどにより事業を廃止することはできない。

(2) 横浜市民間保育所建設費等補助金で一時保育室整備の加算を受けて整備した一時保育室

次の条件を全て満たす場合は、一時保育室の通常保育室への認可変更を認めることとする。

ア 一時保育事業を継続すること。

イ 認可変更の協議にあたり、区長と十分に協議を行うこと。

ウ 認可変更にあたり、認可定員の増員変更を行うこと。

3 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(こども青少年局長への通知)

第 13 条 区長は、第 9 条から第 12 条に規定する届出を受理したときは、当該届出の写しをこども青少年局長に提出することとする。

(児童家庭の状況等の把握)

第 14 条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するために必要な限りにおいて、児童及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 保護者は、実施施設が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、事前に事業実施者に情報提供するよう努めるものとする。特に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する児童である場合や、配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせ、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている児童については、その写しを提出すること。

(利用者の記録の整備)

第 15 条 事業実施者及び市長は、利用者の記録を整備し、その事由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

(利用申請)

第 16 条 保護者は、その事由、利用日時等を、事業実施者の定める方法により、事前に事業実施者に申請するものとする。また、第 4 条ただし書きに該当する児童については、利用中の家庭的保育事業者から利用・休業証明書（第 6 号様式）により休業等の証明を

受け、当該様式を実施事業者に提出するものとする。

2 事業の利用申請は、事業実施者の定めるところにより、当該年度の年度末まで利用申請（非定型保育のみ）をすることも差し支えないものとする。

ただし、年度末までの利用申請を受け付ける数は、一時保育の受入枠の一部とする。

（利用の辞退）

第 17 条 事業の利用を辞退しようとする保護者は、事前に事業実施者に申請するものとする。利用申込をした利用者が、事業実施者が定めた期日までに辞退の申請をすることなく利用しなかった場合には、事業実施者はあらかじめ利用者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（給食・おやつ代、延長時間を設定している場合には延長利用料及び夜間一時保育時間を設定している場合には夜間一時保育料を含む。）の額を上限として、利用者からキャンセル料を徴収することができる。

（利用の可否の決定）

第 18 条 事業実施者は、利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望日の受入れ状況等に基づき審査し、次の各号のとおり利用の可否を決定する。また、必要に応じて、利用要件に該当することを証する書面を保護者に求めることができる。

（1）承認

本要綱に定める児童の要件に該当し、かつ利用希望日の受入れが可能な場合、利用を承認する。

（2）保留

本要綱に定める児童の要件に該当する場合であっても、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用ができない場合は、利用を保留する。

（3）不承認

本要綱に定める児童の要件に該当しないと認められるとき、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用ができないとき、利用限度を超えた利用をしているとき等は、利用を不承認とする。

（利用の可否の通知）

第 19 条 前条の決定を行ったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

2 保留の決定を行った場合で、その後の申し込み状況等の変化により利用可能となったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

（費用負担）

第 20 条 事業実施者は、事業の実施にあたって、保護者に利用料等（給食・おやつ代、延長時間を設定している場合には延長利用料及び夜間一時保育時間を設定している場合には夜間一時保育料を含む。以下同じ）を求めることができる。

2 前項の利用料等は、別表 1 及び別表 2 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。

3 利用料等以外の実費負担は、事業実施者があらかじめ定め、必要に応じて保護者に負担を求めることができる。

4 利用料等及び利用料等以外の実費負担については、事業実施者があらかじめこれを定め、区長に届け出るとともに、保護者にわかりやすい方法で公開しなければならない。

- 5 家庭的保育事業を利用中の児童であって、延長時間を利用した場合の利用料は、別表 3 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。

（費用負担の減免）

第 21 条 事業実施者は、次の各号に該当する利用の場合、前条第 1 項に規定する利用料等（ただし、給食・おやつ代については第 5 号の減免の場合を除いて除外）について、減免しなければならない。

- (1) 横浜市在住の児童であって、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯、直近の市民税が非課税の世帯に属する児童であること。
 - (2) 横浜市在住の児童であって、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 6 条 1 項の認定を受けている者又は公的年金給付を受給しているひとり親等で、同法第 9 条から第 11 条までに規定する支給の制限のうち、全部の支給の制限とならない政令で定める所得額の者が監護する児童であること。
 - (3) 横浜市在住の児童であって、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児と確認できた児童であること。なお、多胎児のうち一人での預かりについても対象とする。また、多胎児のきょうだいは対象外とする。
 - (4) 家庭的保育事業を利用中の児童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育であること。
 - (5) 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用している児童並びに横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育であること。
- 2 前項第 1 号から 3 号の利用料等は、実施時間の利用料、延長時間帯を設定している場合に徴収できる延長利用料、及び夜間一時保育時間を設定している場合に徴収できる夜間一時利用料については全額減免とし、給食・おやつ代については別表 1 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。また、前項第 4 号の利用料等は、基本時間 11 時間までの利用料については全額減免とし、給食・おやつ代については別表 3 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。前項第 5 号の利用料等は、利用料、延長利用料、及び給食・おやつ代を全額減免とする。
- 3 第 1 項の減免を受けようとする保護者は、第 1 項各号に該当することを証する書面を利用日より前または利用日当日に事業実施者に提出しなければならない。ただし、考慮すべき事情等で提出が利用日後になった場合については、市長が認めた場合のみ減免を適用する。ただし、利用日の属する年度に限ることとし、既に支払った利用料等は減免の対象とはならない。
- 4 第 1 項第 1 号に定める生活保護法による被保護世帯については、前項に定める手続きにより、減免対象となった日から第 1 項に定める減免を適用する。なお、前項ただし書きの規定に関わらず、既に支払った利用料についても減免の対象とする。

（保育室等）

第 22 条 保育室は、本要綱第 5 条第 2 号ただし書きの場合を除き、専用保育室をもって充てることとする。また、遊戯室及び屋外遊技場等は、保育実施児童と共同で使用して差し支えないものとする。

(従事職員等)

第 23 条 従事職員には、事業を担当する保育士を 1 人以上配置する。

- 2 職員配置は、事業の児童、保育実施児童及びその他の保育所等利用児童の日々の総数から算定される、横浜市保育士配置基準を満たすこと。ただし小規模事業保育において小規模保育事業の事業類型に応じ、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年条例第 47 号）に規定するとおりとする。
- 3 事業実施者は、必要に応じて事業担当者以外の職員が事業に従事できるよう体制を整えるものとする。この場合において、保育実施児童を含め利用児童の処遇に支障がないよう留意すること。
- 4 1 日あたり平均利用児童数がおおむね 3 人以下であり、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時保育事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、従事職員を「子育て支援員研修」地域保育コース〈地域型保育〉または〈一時預かり〉研修を修了した者 1 名とすることができる。その場合、非定期利用が中心である一保育事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(健康診断)

第 24 条 継続的な利用が見込まれる児童の健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成 23 年厚生省令第 127 号）第 12 条に基づいて実施すること。

- 2 前項以外の児童については、申請時に児童の健康状態等を十分に聴取する等、児童の保育に支障が出ないように十分留意すること。

(個人情報保護)

第 25 条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業廃止後も同様とする。

(関係書類の保存)

第 26 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

第三章 小規模保育事業における余裕活用型事業実施

(事業の種類及び内容)

第 27 条 小規模保育事業において、保育所等としての利用児童数が利用定員に達していない場合に、利用定員の範囲内で一時預かり事業を実施する場合の事業の種類は余裕活用型とし、事業内容は次の各号のとおりとする。ただし、一般型と同時に実施することはできない。

(1) 緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育する事業

(2) リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童を保育する事業

- 2 小規模保育事業を経営する者は、原則として前項各号に掲げる事業内容を実施するものとする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、その事業内容を実施してもその効果が見込めないような場合には、一つを選択し、実施することができる。
- 3 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第9条又は第10条に規定する届出により、あらかじめ当該小規模保育事業の所在する区の区長に届け出なければならない。

(実施の要件)

第28条 事業を実施する小規模保育事業（以下「余裕活用型実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する小規模保育事業であること。
- (2) 事業を利用する児童と小規模保育事業を利用している児童の合計は、利用定員を超えないこと。
- (3) 事業実施者が社会福祉法人の場合は、当該事業を定款に明記していること。

(事業の実施時間及び延長時間)

第29条 事業の実施時間は、保護者の利便性等を考慮したうえで、余裕活用型実施施設における開所時間のなかで、事業実施者が設定する。

- 2 前項の実施時間は、原則11時間とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合等には、11時間未満の実施時間（8時間以上）を設定することができる。
- 3 事業実施者は、実施届に記載した実施時間を超える時間帯については、延長時間を設定することができる。

(事業の廃止)

第30条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月10日までに横浜市一時保育事業廃止届（第4号様式）により、当該小規模保育事業の所在する区の区長に届け出なければならない。

- 2 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(保育室等)

第31条 保育室、遊戯室及び屋外遊技場等は、保育実施児童と共同で使用するものとする。

(従事職員等)

第32条 職員配置は、小規模保育事業の事業類型に応じ、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）に規定するとおりとする。

(準用)

第33条 第4条第1項第2号から第3項まで、第6条、第8条第1項第2号から第11条まで、第13条から第16条第1項まで、第17条から第21条まで及び第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業における事業実施について準用する。この場合において、第6条、第7条第1項及び第14条第2項中「実施施設」とあるのは「余裕活用型実施施設」とする。

第四章 雑則

(その他)

第34条 本要綱に定めのない事項は、児童福祉法及び関係法令、通知等に定めるところによるものとする。

附 則

(施行)

第1条 本要綱は平成20年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

(横浜市一時保育事業補助金交付要綱の廃止)

第2条 本要綱及び別に定める横浜市一時保育事業助成要綱の施行に伴い、横浜市一時保育事業補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

第3条 本要綱施行の際、廃止前の横浜市一時保育事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

附 則

(施行)

この要綱は、平成20年9月12日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日に施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第24条については、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月27日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第1条及び第2条における小規模保育事業に関する規定、並びに第27条から第33条までについては、平成27年5月1日から適用する。

2 前項ただし書きに関わらず、平成27年4月1日をもって横浜保育室事業から小規模保育事業へと移行し実施する余裕活用型については、施行の日から適用する。

(経過措置)

3 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

4 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続きその他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

3 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 20 条)

利用料等のガイドライン(上限)として、次のとおり定める。

日 額	3歳未満児	2,400円(1日・1人あたり)
	3歳以上児	1,300円(1日・1人あたり)
時 間 単 位	3歳未満児	300円(1時間・1人あたり)
	3歳以上児	160円(1時間・1人あたり)
給食・おやつ代	全 児 童	合計 500円(1日・1人あたり)

※日額料金は、8時間以上の利用について適用できるものとする。

ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。

※時間分の料金は、延長時間帯を設定している場合に徴収できる延長利用料にも適用する。

※給食・おやつ代には、18時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。

別表 2 (第 20 条)

夜間一時保育利用料のガイドライン(上限)として、次のとおり定める。

時 間 単 位	3歳未満児	380円(1時間・1人あたり)
	3歳以上児	200円(1時間・1人あたり)

別表 3 (第 21 条(2))

家庭的保育事業利用中児童の利用料のガイドライン(上限)として、次のとおり定める。

日 額	3歳未満児	0円(1日・1人あたり)
時 間 単 位	3歳未満児	300円(1時間・1人あたり)
給食・おやつ代	3歳未満児	合計 500円(1日・1人あたり)

※日額料金は、事業開始時刻(朝延長時間帯は除く)から11時間を経過するまでの利用について適用する(8時間実施施設の場合も同様)。

※時間分の料金は、11時間を経過して利用する場合の延長利用料に限り適用する。